

1 開催日時；令和元年 8 月 21 日（水）14:00～16:00

2 場所 ； ウェルパルクまもと 1 階大会議室

3 出席委員；13 名

4 議事

議題 1 第 2 次熊本市食の安全安心・食育推進計画の評価について

（平成 30 年度に実施した市民アンケートの結果に基づく第 2 次計画の評価を説明。）

議題 2 第 3 次熊本市食の安全安心・食育推進計画について

（第 3 次計画の施策の体系、施策の方向性、取り組むべき施策及び行政各課また関係団体の主な取り組みを説明。）

5 主な質疑応答

分野	質 問	回 答
食の安全安心の確保	食の安全性の確保については、大学生対象の市場体験等を実施して頂いている。食べ物が消費者に渡るまでの仕組みや苦勞などが分かり、実際に市場の現場を見ることで大変勉強になる。もう少し体験者の人数を増やすことはできないか。	市場の営業時間内であり、車通りが多く、体験者の安全面を考え、1 回につき 60 人が限界である。熊本地震前は年に 2 回行っていたが、地震による業務見直しに伴い 1 回とした。ただし、市場体験は非常に効果的な事業と考えているため、今後は回数を増やす等検討していきたい。
	2020 年度より全面的に HACCP（ハサップ）の取組を行うとのことだが、ほとんどの食品事業者で HACCP の取組は完了している状況なのか。	昨年 6 月に食品衛生法が改正され、原則全ての事業者が HACCP を導入することが義務化された。来年 6 月までには施行予定である。それに向けて本市では HACCP の重要性を踏まえ、国が制度化の方針を決定する前の平成 20 年度から熊本市版 HACCP を活用して、導入のための取組を推進してきた。昨年度、今年度は、業種別に業者に対して案内を出し、HACCP の衛生管理計画を作るような実践的な研修会などを行っているところである。 しかし、多くの業者はこれから計画を作成するという段階のため、事業者への支援がこれからの大きな課題である。
	HACCP のしくみは、業者に安全を確かめなさい、というしくみなのか、輸入業者に食品の安全性を確かめることを要求することはできるのか。	HACCP は例えば製造工程の中で加熱する食品であれば、加熱という重要な工程を重点的に管理していくという衛生管理の手法である。そのため、HACCP イコール製品の検査ではない。輸入食品に関しては、業者が食品を輸入す

		<p>る際には全品、検疫所への届出が必要となる。検疫所では、多くは書類審査であるが必要な検査が全品に対して行われている。そこで問題があれば輸入はできなくなる。</p>
	<p>食品表示法が改正され、原材料の原産地や栄養成分の表示が義務化されるが、栄養成分表示を見る習慣づけや、表示の意味の説明など、市民が理解することが重要である。来年 4 月の完全施行に向けて取組があれば教えてほしい。</p>	<p>食品表示法は平成 27 年度に施行され、5 年の猶予期間を経て、来年 4 月から完全施行となる。食品表示法は、その食品を作っている人、販売する人、輸入する人が責任をもって定められた表示を行う。改正の大きな部分は、全ての食品について栄養成分表示が義務付けられるということである。</p> <p>業者にとっては負担は大きいですが、業者からの相談を受けながら指導を行っている。</p> <p>栄養成分表示がされるので、市民もそれをきちんと見て頂き、自分の健康づくりに活用して頂きたいと思っているため、出前講座などで紹介するなどして周知を行っている。</p>
<p>食の安全安心・食育共通</p>	<p>災害時の食品の安全性について、食物アレルギーに関しては、あらかじめ情報をきちんと伝えておくことが重要かと思うが、どのような取組を行っているのか。</p>	<p>災害時に使用する啓発資料や掲示物をあらかじめ準備し有事の際には対応できるようにしている。また、誤食事故防止のため、避難所等で周囲に食物アレルギーであることを伝えるために、乳児用のビブスを備えている。</p> <p>平時より、食物アレルギーについては、乳幼児健診の栄養相談の際に周知を行うとともに、保育所給食等においても、食育だより等で保護者への啓発を実施している。</p> <p>また給食関係者や施設職員への研修会を行い、食物アレルギーについての正しい知識の普及を図っている。</p>
	<p>熊本地震後、乳児用の液体ミルクが販売された。液体ミルクについては、利用法、注意点、また非常食として確保しているのか等、まだまだ啓発が不十分だと思うので教えてほしい。</p>	<p>本市の物資供給計画においては、粉ミルクの場合、対象を 0 歳児とし、目標数量を 110,000 人 × 0.93% × 5 食/日 × 1 日 ≒ 5,200 食を備蓄することとしている。</p> <p>本市は現在のところ液体ミルクを災害用非常食として備蓄していないが、全国に多くの店舗を展開し、本市と災害協定を締結している大手 3 社によると、液体ミルクに関しては、市場に流通する物資のみで災害時の供給は十分可能</p>

		<p>であるとの確認を得ている。</p> <p>現在、結成促進を図っている校区防災連絡会、避難所運営委員会が、災害発生時の地域の避難状況、必要物資数等を正確に把握し、これを災害対策本部において整理、集約ののち、災害協定に基づく物資の供給を要請することで、地域ニーズに応じた供給体制を整えることが可能であると考えている。</p> <p>市民啓発については、健康づくり推進課作成の「災害に備えましょう！ご家庭での食料備蓄を見直してみませんか？」の啓発チラシに新たに液体ミルクについての記載を加え、啓発を行う予定である。</p>
食育	<p>栄養教諭の取組で、小児の時から生活習慣病の予防として、検診や保護者への指導の他に行われている具体的取組があれば教えてほしい。</p>	<p>小学校には体育で保健領域、中学では保健分野があり、その中で生活習慣病の領域があり、集団的にはそこで学んでいる。</p> <p>肥満度 20%以上の児童には健康手帳を配布し、毎月体重測定や、栄養教諭による個別の食事指導を家庭と連携して実施している。</p> <p>生活習慣改善啓発パンフレットは、新一年生の就学時健康診断の際に配布している。</p>
	<p>20代など若年層の食事、栄養面がよくないという結果がある。</p>	<p>区役所保健子ども課では、大学生や働きざかり世代を対象とした「食育実践講座」を行い、大学や職域と連携した食生活に関する啓発を実施している。</p> <p>また、昨年より国のスマートライフプロジェクトの啓発資材を使用し、スーパーでの啓発資材の掲示をお願いし、野菜摂取量アップの取組を行っている。</p> <p>今後は区役所保健子ども課、農政、商工等、庁内各課及び生産者、小売店等との連携を強化し、消費者を含め全ての市民にプラスになるような活動を企画し実施して行きたい。</p> <p>今年度は、若い世代も簡単に挑戦できる野菜料理のレシピ集を作成し、啓発を行う予定である。</p>